

【工事】
令和8年10月期
総合評価落札方式等実施方針

令和8年10月期実施方針について

- ◆四国は急峻な地形、脆弱な地質の上、南北で極端な降雨特性を有するなど極めて厳しい自然条件に立地するとともに、南海トラフに伴う海溝型地震(M8～9クラス)が今後30年以内に60%～90%程度以上の発生確率と算定されており、四国に暮らす約350万人の安全と安心を確保できる体制の継続的な確保が不可欠となっている。
- ◆また、四国は全国に先駆けて人口減少が加速、老年人口の割合も全国平均より約10年早いペースで進展する中、地域の存続に向けては各種の地域計画等と連携した必要な社会基盤を整え、維持していくことが求められる。
- ◆一方、全国的に人材不足が叫ばれる中、建設業への就業者数も平成9年をピークに約3割減少、高齢化が進む中、四国で建設業を営む者は最近の20年間で約3～5割も減少しており、このままでは災害等をきっかけに地域の社会基盤が機能を失い、地域崩壊を招くことが危惧される。
- ◆このことから四国地方整備局では、良好な社会インフラを将来にわたり安定的に整備・保全するために必要な担い手となる地域建設業及び建設コンサルタント等を確保・育成していくことを目的に、「やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現」、「生産性の高い建設生産システムの実現」、「サステナブルな四国の安全安心の実現」を3本柱として各種取組を進めることとする。

やりがいとWLBが両立した環境の実現	生産性の高い建設生産システムの実現	サステナブルな四国の安全安心の実現
満足度の高い仕事(＝社会的なプレゼンス)とプライベートの両立した業界を目指す。	人口減少時代を見据え、DXの活用等により労働生産性を向上し、新4K(給料、休暇、希望、かっこいい)を目指す。	少子高齢化が先行する四国のインフラの担い手として、建設業界の持続可能な発展を通じて四国の安全・安心を提供し続けることを目指す。

令和8年10月期実施方針について【工事】

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえ、今後更なる分析を進めるとともに、以下の3項目に配慮した総合評価落札方式を実施する。

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

- ① WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）・・・P.7
- ②-1 多様な働き方に対応した休日制度【見直し】・・・P.9
- ②-2 達成証明書交付の取り組みの試行【見直し】・・・P.10
- ②-3 WLBに配慮した「多様な働き方」の試行【見直し】・・・P.11
- ③ 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ（現場代理人の経験を主任（監理）技術者の経験と同等評価）・・・P.12
- ④ 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和（途中交代を認める工事の試行）・・・P.12
- ⑤ 余裕期間制度（試行）・・・P.13
- ⑥ 賃上げを実施する企業に対する評価・・・P.14
- ⑦ 若手技術者表彰受賞者を評価する試行【新規】・・・P.15
- ⑧ 猛暑対策の取り組みを評価する試行【新規】・・・P.16

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

- ①-1 ICT活用工事の推進(ICTの全面的な活用により生産性向上を図る)・・・P.18
- ①-2 ICT施工StageⅡの実施【新規】・・・P.19
- ② ICT活用証明書の評価(「ICT活用証明書」を交付された配置予定技術者の加点評価)・・・P.20
- ③ 建設現場における効率性向上の取組を評価する試行 ・・・P.21
(建設現場における効率性向上に関する技術提案を評価)
- ④ 新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み ・・・P.22
(効率性向上を達成した企業に証明書の交付・加点評価)
- ⑤ 一括審査方式(試行)・・・P.23
- ⑥ 段階選抜方式(簡易確認型発注方式の試行)・・・P.24
- ⑦ 参加表明段階で技術者の提出を求めない方式・・・P.26
- ⑧ 技術提案評価型SⅠ(エスイチ)型・・・P.27

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

- ① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価 …P.30
- ② 登録基幹技能者の配置に関する加点措置 …P.31
- ③ 自治体実績評価型(県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行)【廃止】…P.32
- ④ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行【廃止】 …P.33
- ⑤ 自治体実績評価チャレンジ型(企業・技術者の成績・表彰を評価せず、
県発注工事と直轄発注工事の同種工事实績等を同等に扱う試行)【見直し】…P.35
- ⑥ 地域密着担い手チャレンジ型の試行【新規】…P.36
- ⑦ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁上部)…P.37
- ⑧ 橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁下部)…P.38
- ⑨ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行(一般土木工事C等級において加点評価)【見直し】…P.39
- ⑩ 経常維持工事の施工経験(技術者)を評価する試行(一般土木工事C等級における同種工事と同等評価)…P.41
- ⑪ 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行(施工能力評価型)…P.42
- ⑫ 建設シニアの配置を促す評価方式(60歳以上の担当技術者の配置を加点評価)…P.43
- ⑬ 専任補助者制度(現場経験の少ない技術者をベテラン技術者が補助)…P.44
- ⑭ 技術提案・交渉方式(ECI)…P.45
- ⑮ 技術連携JV【新規】…P.46
- ⑯ 一般土木B等級以上の工事における評価項目の見直し【新規】…P.47

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考
①	WLB推進企業の評価	建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」 として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価	S型・SⅠ型(WTO):1点 S型・SⅠ型(WTO以外):1点 Ⅱ型:1点 ※Ⅱ型は行動計画を0.5点	・全工事 ・技術提案・交渉方式 (ECI)における業務契約	
②	多様な働き方に対応した休日制度	多様な働き方に対応した環境の整備	◆本官工事・分任官工事 →フレキシブルな休日制度を適用 ◆経常維持工事(河川維持・道路維持)・災害復旧工事等 →従前の交替制適用工事と同様に、技術者及び技能労働者が交替しながら工期 内において週休2日(土日)以上の水準を確保		全工事	見直し
	達成証明書交付の取り組みの試行		・フレキシブルな休日制度「達成証明書」の交付 ・完全週休2日(土日祝)達成企業マークの使用許可	達成率100%:3点	全工事	見直し
	WLBに配慮した「多様な働き方」の試行		完全週休2日にとられず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に 休日を設定可能とすることで、「柔軟な施工計画の作成」及び「ゆとりあるプライベート時間 の創出」を目指す。		全工事	見直し
③	若手技術者の配置を促す評価 方式Ⅰ	若手技術者の登用促進・育成	現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価		全工事	
④	橋梁保全工事における配置 予定技術者の交代要件の緩和	全国的な橋梁保全工事の技術者 不足	「非専任期間・専任期間(足場等存置期間)・専任期間(現場施工期間)」の 切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める		橋梁保全工事	
⑤	余裕期間制度(試行)	余裕のある工期設定により「技術者の 確保、建設資材・建設労働者の確保、施 工時期の平準化」等において、受注者側 による柔軟な対応が可能	(発注者指定方式) 発注者が工事の始期を指定する方法 (任意着手方式) 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事の始期を選択する方法 (フレックス方式) 発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期をあわせた期間) の内で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法		全工事	
⑥	賃上げを実施する企業に 対する評価	緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本 主義」とその起動に向けて～(令和3年 11月8日新しい資本主義実現会議)を うけて賃上げを行う企業から優先的に 調達を行う措置を実施する。	事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の 賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。 加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を 提出。加点割合は3%以上。 (賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明)		全工事	
⑦	若手技術者表彰受賞者を評価 する試行	若手技術者の技術力向上とモチベー ション向上を図り、建設業をより魅力あ る産業としていく取組み	令和9年度より、「若手技術者の表彰」制度を創設。 制度の創設に伴い、令和9年度の発注工事から「若手技術 者表彰受賞者」を加点評価	四国地方整備局の「若手技術者 表彰(局長、部長等)」の実績:3 点	全工事	新規
⑧	猛暑対策の取組みを評価する 試行	近年の猛暑に対し、地域の実情を踏ま え、最新の知見・技術を活用した多様な 働き方	技術提案評価型S型・SⅠ型において、技術提案テーマとして「猛暑対策に関する取り組み」 を求め、評価		令和8年度は本官工事	新規

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

①WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）【継続】

○建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を評価する試行を平成29年度より実施。

○令和6年度より試行対象を一般土木WTO(段階選抜方式)から全工事、技術提案・交渉方式(ECI)における業務契約に拡充。

○令和7年度の分任官工事において、認定を加点評価された申請業者は、約38%と低い割合のため、引き続き、認定を受けた企業の評価を継続する。

【実施内容】

・技術提案及び企業・技術者の評価に加え、以下の認定を受けている企業について、企業評価の内訳とは別に加点評価する。

- ✓ 女性活躍推進法に基づく認定等
- ✓ 次世代法に基づく認定
- ✓ 若者雇用促進法に基づく認定

・令和7年10月より女性活躍推進法における一般事業主行動計画については、施工能力評価型Ⅱ型の場合のみ加点評価する。

■総合評価の加点(配点)

	加算点合計	配点		加点後 加算点合計
		認定	行動計画	
技術提案評価型S型・SI型(WTO)	60	1	0	／61
技術提案評価型S型・SI型(WTO以外)	50	1	0	／51
施工能力評価型Ⅱ型	30	1	0.5	／31

◆近年の取り組み

- ・平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・平成30年度の実施件数はトンネル1件、港湾土木1件
- ・令和 元年度の実施件数はトンネル5件、港湾土木2件
- ・令和 2年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- ・令和 3年度の実施件数はトンネル2件、港湾土木2件
- ・令和 4年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・令和 5年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- ・令和 6年度は全工事対象(実施件数は325件)
- ・令和 7年度は全工事対象(実施件数は410件)
- ・令和8年度も継続

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

【参考】実施方針における週休2日の定義

通期での
週休2日



工期全体で、
週休2日相当（現場閉所率 = 28.5%以上）
が確保されている状態

月単位での
週休2日



月単位で、
週休2日相当（現場閉所率 = $8/28日 = 28.5\%$ 以上）
が確保されている状態

完全
週休2日



週単位で、週休2日 が確保されている状態

完全
週休2日
(土日)



週単位で、週休2日(土日) が確保されている状態

完全
週休2日
(土日祝)



週単位で、週休2日(土日) + 祝日 が確保されている状態

フレキシブルな
休日制度



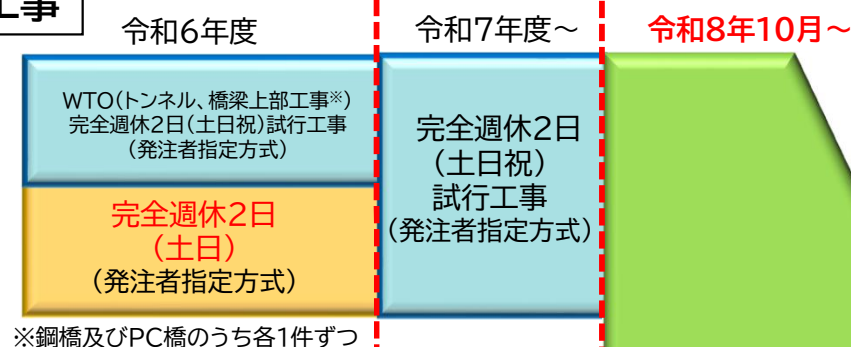
工期内において休日を柔軟に設定
工期全体で、週休2日(土日祝)以上の休日が確保されている状態

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

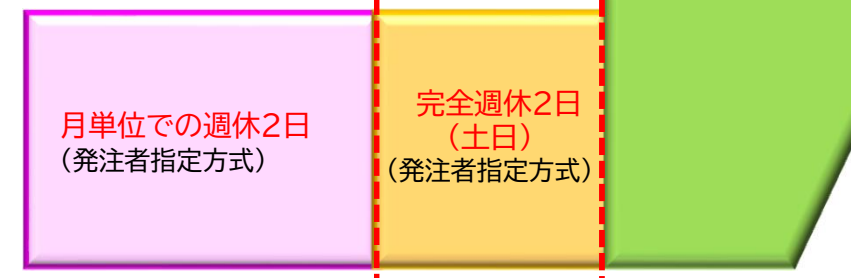
②-1 多様な働き方に対応した休日制度【見直し】

- 令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められ、令和7年度より本官工事は完全週休2日(土日祝)、分任官工事は完全週休2日(土日)とすることで、週休2日の「質の向上」に向け取り組んできたところ。
- 令和8年10月1日以降公告する工事より、本官工事・分任官工事ともに休日の設定曜日に関わらず、一定以上の休日を確保する「**フレキシブルな休日制度試行工事**」とし、多様な働き方の実現、ワーク・ライフ・バランスのさらなる向上を推進する。

本官工事



分任官工事



※対象: 令和8年10月1日以降入札手続き(公告)を行うもの

【具体の取扱い】

本官工事、分任官工事

- ・全ての工事を対象に、**フレキシブルな休日制度**を適用する。

※フレキシブルな休日制度とは、**工期内において週休2日(土日祝)以上の日数を確保した上で、柔軟に休日を設定する制度である。**なお、**技術者及び労働者を交替しながら休日を確保することも可とする。**

※**経常維持工事(河川維持・道路維持)及び災害復旧工事等**の現場閉所を行うことが困難な工事においては、従前の交替制適用工事と同様に、**技術者及び技能労働者が交替しながら工期内において週休2日(土日)以上の日数を確保するものとする。**

※**令和8年9月30日以前に公告した工事**は、これまでの制度を継続するものとし、本制度の対象外とする。

- ※現場閉所 : 現場事務所での事務作業(内業)を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態(休日)を指す。
- ※交替制 : 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保するもの。
- ※対象期間 : 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、猛暑対策として休工とした期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

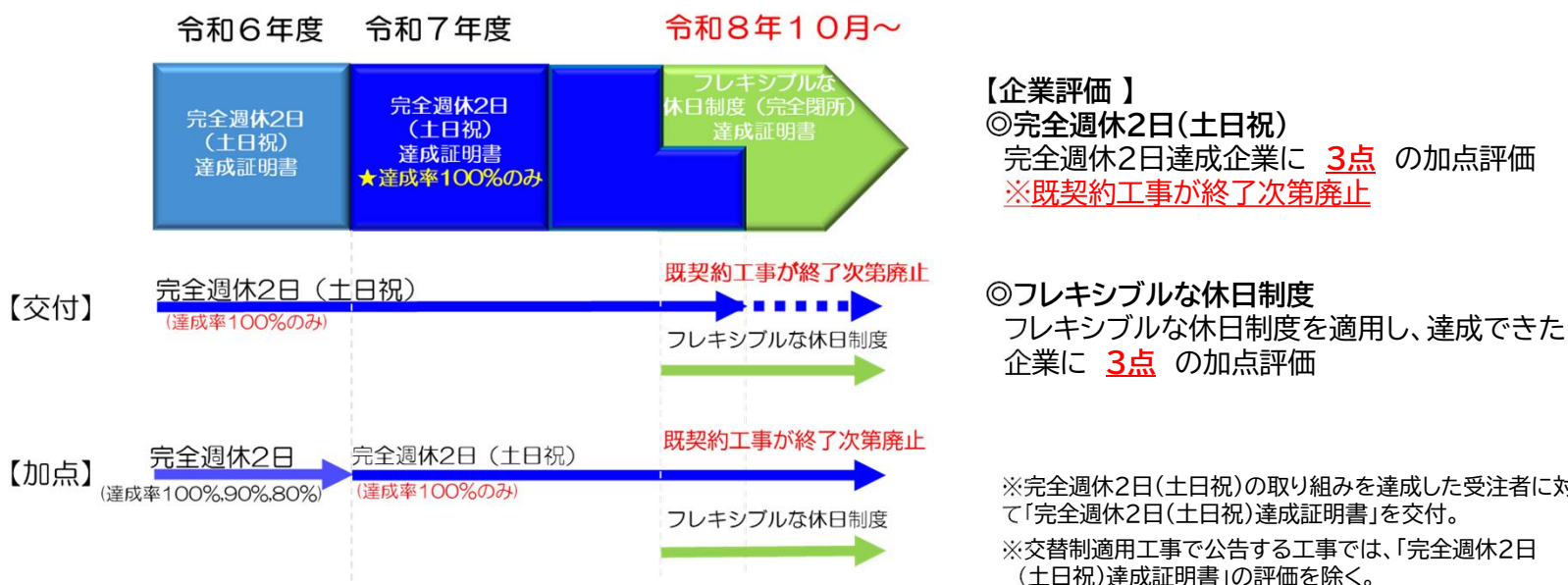
②-2 達成証明書交付の取り組みの試行【見直し】

(完全週休2日(土日祝)達成証明書、フレキシブルな休日制度(完全閉所)達成証明書)

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。
- 令和6年度より、完全週休2日(土日祝)の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の交付対象として取り組んできたところ。(WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行も含む。)
- 結果、令和7年度完了工事の完全週休2日(土日祝)達成率は約100%と、かなり浸透。
- 令和8年10月1日以降公告の工事より、休日の設定曜日を限定せず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定できるものとし、**現場閉所で確保した完全閉所日数**が従来の完全週休2日(土日祝)の日数を超える場合に達成証明書を交付。

総合評価

◆ 企業評価 (その他企業評価)で加点



「令和6年度～」
※既契約工事が
終了次第廃止

【完全週休2日達成企業
マーク】

★完全週休2日
(土日祝)を達成した
企業

2024年度

**完全
週休2日
(土日祝)
達成**

2 days off per week
完全週休2日達成企業



国土交通省
四国地方整備局

「令和8年度～」

【フレキシブルな休日
制度(完全閉所)
達成企業マーク】

★フレキシブルな
休日制度を適用し
達成した企業

2027年度

**フレキシブル
な休日制度
(完全閉所)
達成**

Flexible holidays within Construction period
フレキシブルな休日制度達成企業



国土交通省
四国地方整備局

★どちらのマークも、取得した年度の翌
年度1年間、社の広報に使用可能

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

②-3 WLB及び工事特性に配慮した「フレキシブルな休日制度」の試行【見直し】

○完全週休2日にとらわれず、受注者が工事の特性や労働者の勤務状況等を踏まえて柔軟に休日を設定可能とすることで、創意工夫を活かしながら、多様な働き方の実現とワーク・ライフ・バランスの向上を図るとともに、仕事と私生活の調和がとれた魅力ある職場環境の形成を促進し、建設産業の持続的な担い手確保につなげることを目指す。

	日	月	火	水	木	金	土
第1週							稼働日
第2週				稼働日の 閉所	振替		
第3週			振替		祝日		連休化
第4週	連休化	祝日の 閉所	稼働日の 閉所	振替			稼働日
第5週							
第6週	猛暑予報のため閉所						
...							
第○週			祝日 稼働日				稼働日
第○週							稼働日
第○週		祝日					稼働日
第○週							

1週目は〇〇を施工したいから土曜日にも施工して、雨予報の水曜日を閉所しよう



祝日と土曜日を振り替えて大型連休化しよう



暑い夏は休んで、その分涼しい時期に働こう



完全週休2日（土日祝）を超える休暇の確保



1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ【継続】

○若手技術者の登用促進・育成を目的として、同種工事の経験について、現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価する評価方式を、令和8年度も引き続き全工事を対象に実施する。

④ 橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件の緩和【継続】

○全国的に技術者不足が課題となっている鋼橋保全工事において、工事期間を「非専任期間」「専任期間(足場等存置期間)」「専任期間(現場施工期間)」に区分し、区分が切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める工事の試行を実施する。

○なお、総合評価における技術者評価は「専任期間(現場施工期間)」の配置予定技術者を評価する。

◆近年の取り組み

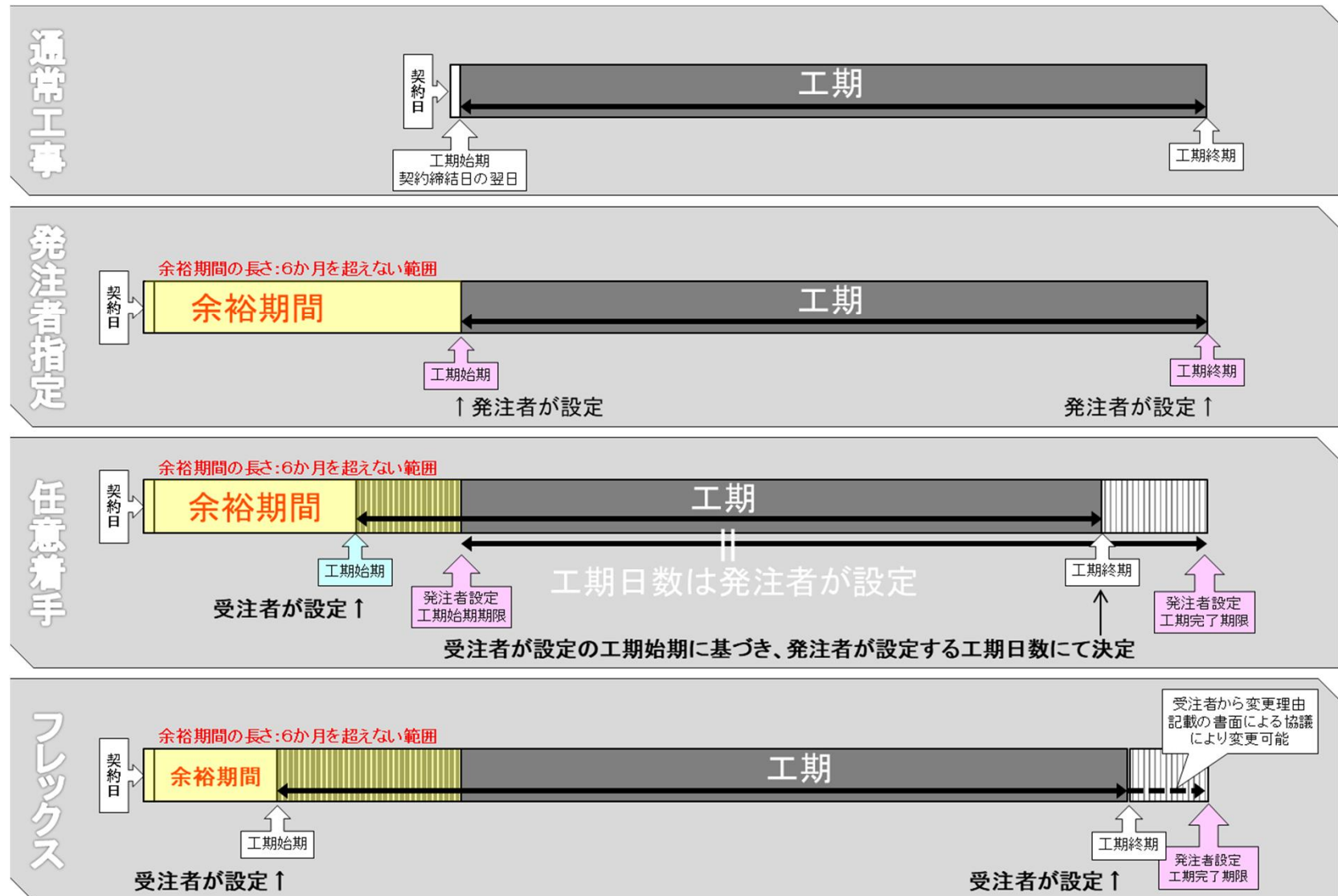
- ・平成29年度は、「平成29―30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」で実施
- ・令和元年度は、「令和元―2年度 吉野川大橋橋梁補修工事」他1件の合計2件で実施
- ・令和2年度は、「令和2―3年度 国道11号吉野川大橋(上り)橋梁補修工事」で実施
- ・令和3年度は、「令和3年度 国道56号新莊川橋耐震補強工事」他1件の合計2件で実施
- ・令和6・7年度は、対象工事なし
- ・令和8年度も継続

⑤ 余裕期間制度(試行)【継続】

○余裕のある工期設定により、「技術者の確保」、「建設資材・建設労働者の確保」、「施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能となることから、引き続き当該制度の試行を継続する。

近年の取り組み

- ◆令和2年度実施件数
 - ・発注者指定 55件
 - ・任意着手 119件
 - ・フレックス 71件
- ◆令和3年度実施件数
 - ・発注者指定 89件
 - ・任意着手 109件
 - ・フレックス 57件
- ◆令和4年度実施件数
 - ・発注者指定 88件
 - ・任意着手 91件
 - ・フレックス 59件
- ◆令和5年度実施件数
 - ・発注者指定 26件
 - ・任意着手 52件
 - ・フレックス 51件
- ◆令和6年度実施件数
 - ・発注者指定 54件
 - ・任意着手 99件
 - ・フレックス 89件
- ◆令和7年度実施件数
 - ・発注者指定 74件
 - ・任意着手 132件
 - ・フレックス 67件
- ◆令和8年度も継続



※ 本省通知「余裕期間制度の活用について」等では、余裕期間+工期=全体工期、工期=実工期(実工事期間)、工期始期=工事の始期と表現しております。

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

⑥賃上げを実施する企業に対する評価【継続】

○「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)を受けて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

【実施内容】

適用対象 : 令和5年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての工事。

加點評価 : 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加點。

加點を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。

加點割合は3%以上。(賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明)

実績確認等: 加點を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加點する割合よりも大きく減點。
(賃上げ加算点に1点を加えた減點)

■総合評価の加點

	加算点合計	配点	加點後加算点合計	加點割合
技術提案評価型S型・S I 型(WTO)	61	2	/63	3.2%($\geq 3\%$)
技術提案評価型S型・S I 型(WTO以外)	51	2	/53	3.8%($\geq 3\%$)
施工能力評価型 II 型	31	1	/32	3.1%($\geq 3\%$)

■詳細についてはこちら(四国地方整備局HP)

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

⑦若手技術者表彰受賞者を評価する試行【新規】

- 将来にわたる公共工事の品質確保・持続可能な建設業が求められる中、地域の安心・安全を守るうえで、建設業の担い手確保は喫緊の課題であるとともに、魅力ある産業とするための施策が必要。
- その中で、若手技術者の技術力向上とモチベーション向上を図り、建設業をより魅力ある産業としていく取組みとして、令和9年度から「**若手技術者表彰(※)**」制度を創設する。
- 制度創設に伴い、令和9年度の発注工事から「若手技術者表彰受賞者」の加点評価を行う。

※若手技術者表彰：表彰する年度の前年度に四国地方整備局が発注し完成した工事のうち、優良建設技術者表彰を受賞するもの以外の中から優秀な成績を収めた若手技術者を選定。

(若手技術者とは、現場代理人または主任(監理)技術者のうち、各年3月31日現在の年齢が40歳以下の技術者)

【実施内容】

適用対象：令和9年9月1日以降に公告する、総合評価落札方式によるすべての工事。

加点評価：「若手技術者表彰受賞者」を配置予定技術者とした場合、加点評価する。(下記のとおり)

【配点表(現行)】

評価項目	評価基準	配点	評価点
令和○年度以降の優良技術者表彰の有無	四国地方整備局長表彰の実績あり	5.0	／5.0
	四国地方整備局の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む）表彰又は「他の地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局」の局長表彰の実績あり	3.0	
	「他の地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局」の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む）表彰の実績あり	1.0	
	なし	0.0	



【配点表(今後)】

評価項目	評価基準	配点	評価点
令和○年度以降の優良技術者表彰の有無	四国地方整備局長表彰の実績あり	5.0	／5.0
	四国地方整備局の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む）表彰又は「他の地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局」の局長表彰の実績あり	3.0	
	四国地方整備局の若手技術者表彰（局長、部長等）の実績あり	3.0	
	「他の地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局」の部長等（部長、統括防災官、事務所長及び管理所長を含む）表彰の実績あり	1.0	
	なし	0.0	

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

⑧猛暑対策の取組みを評価する試行【新規】

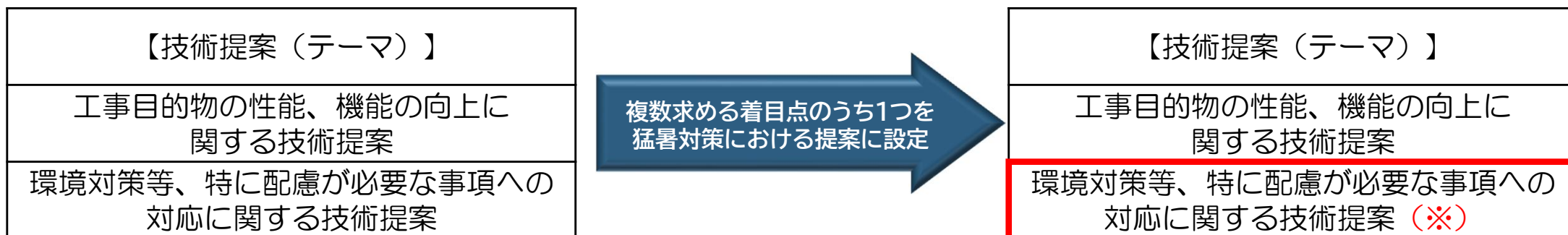
- 国土交通省直轄土木工事においては、発注段階における猛暑日を考慮した工期設定、熱中症対策に係る経費の精算、i-Construction 2.0 による遠隔施工の促進等を実施している。一方、近年の厳しい猛暑は今後も継続すると想定されることから、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を活用した多様な働き方が求められている。
- このため四国地方整備局では、直轄土木工事(港湾空港関係を除く。)の総合評価落札方式の技術提案評価型S型・S I 型において、猛暑対策に資する技術提案を設定し、施工方法・施工計画の工夫による作業環境の改善に関する技術提案を評価する試行を実施する。

【実施内容】

適用対象 : 技術提案評価型S型・S I 型で発注する本官工事のうち、以下のいずれかに該当するもの。

- ・入札参加者が多く見込まれる工事
- ・屋外での作業が多いなど、猛暑対策の効果が大きいと想定される工事

実施方法 : 技術提案評価型S型・S I 型では、従来、工事目的物の性能・機能向上や環境対策等を1～2テーマ設定し、各テーマについて複数の技術提案を求めている。本試行は、猛暑対策を技術提案テーマとして設定し、施工上の工夫等に関する提案を求める。



※着目点の1つに「猛暑対策の取組み」を求める

■着眼点(例)

- ・猛暑下の施工時間を効率化するための施工計画と、それにより効率化できる猛暑期間での施工時間(効果量)
- ・猛暑下の施工時間を効率化するための施工方法と、それにより効率化できる猛暑期間での施工時間(効果量)

2.生産性の高い建設生産システムの実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考
①	ICT活用工事の推進	国土交通省が提唱する「i-Construction」に基づく新技術活用の促進と生産性向上	(発注者指定型) 受注者に対し、ICT施工を義務付け		・技術提案評価型 ・施工能力評価型	
	ICT施工Stage IIの実施		(施工者希望Ⅰ型) ICT施工希望者に対し、「ICT活用工事計画書」の提出を義務付け、適当と認めた場合、加点評価	5点	※土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外	
			(施工者希望Ⅱ型) 受注者よりICT施工希望の協議に基づき実施			
			建設現場を最適化する「データ活用による現場マネジメント(ICT施工Stage II)」を実施する宣言をした社に加点評価	5点		新規
②	ICT活用証明書の評価		・ICTの全面的な活用が出来た技術者に対して、「ICT活用証明書」を交付 ・「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者を加点評価	2点	・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型	
③	建設現場における効率性向上の取組を評価する試行		入札時の総合評価において、テーマ(課題)に対して複数の求める提案(着目点)のうち1つを、建設現場における効率性向上に資する提案(着目点)として設定		技術提案評価型 ・入札参加者が多く見込まれる工事 ・現場における効率性向上の効果が大きいと想定される工事	
④	新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み		・在来工法と比較して効率性が2割以上向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付 ・令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業を達成率に応じて加点評価	達成率4割:5点 達成率3割:3点 達成率2割:2点	交付対象: 令和6年4月1日以降に公告する工事 加点対象: 令和5年度から実施	
⑤	一括審査方式(試行)	競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上	・1グループ最大3件までの工事を一括公告し、同じ競争参加資格確認資料により一括審査を行う		・(分任)支出負担行為担当官が同一である工事 ・目的、内容、技術力審査、評価の項目が同じ工事 ・工事種別、等級区分が同一の工事 等	
⑥	段階選抜方式(簡易確認型発注方式の試行)	技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減	(段階選抜方式) ・1次審査:「技術者評価・企業評価・技術提案①」の評価により上位10位までを絞り込み ・2次審査:「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価(10位程度)により総合評価を実施 (段階選抜方式(簡易確認型)) 一次審査で提出する60枚程度の技術資料等(技術提案書は除く)を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する		WTOの一般土木(トンネル等)	
⑦	参加表明段階で技術者の提出を求めない方式	配置予定技術者の計画的運用に資することを目的として試行	申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者の申請資料を入札書提出まで延伸する		WTO対象案件(段階選抜方式を除く)	
⑧	技術提案評価型SI(エスイチ)型	・技術提案評価型の新しい類型として新たに導入 ・競争参加者から、一定の範囲内で費用を計上することを前提として「軽微な設計図書の変更を許容した技術提案」を求めることにより、民間企業の優れた技術力・ノウハウの活用を図る	・品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上や新技術・工法等の活用が期待される内容を技術向上提案としてテーマ設定(R7.10実施計画より)		・技術提案テーマを求める工事(本官、分任官) (規模の大きな工事ほど効果的な提案が得られやすい) ※令和8年度は、「令和8-11年度 海部野根道路生見トンネル工事」(WTO(段階選抜))にて試行予定	継続

①-1 ICT活用工事の推進 【継続】

〇ICT土工の推進を図るため、ICTの活用を評価する試行を引き続き実施する。

◆近年の取り組み

年度	総数	土工			舗装工			舗装(修繕工)			地盤改良			法面工			構造物工		
		①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
令和3年度	165	33	37	51	0	1	11	—	4	19	—	—	9	—	—	0	—	—	—
令和4年度	175	44	28	48	0	2	8	—	1	21	—	—	7	—	—	3	—	—	13
令和5年度	108	25	13	31	2	1	6	—	3	8	—	—	3	—	—	1	—	—	15
令和6年度	148	46	9	65	0	0	3	—	5	15	—	—	2	—	—	3	—	—	0
令和7年度	233	98	0	18	0	2	8	—	2	19	—	—	16	—	—	37	—	—	33
合計	829	246	87	213	2	6	36	0	15	82	0	0	37	0	0	44	0	0	61

①：発注者指定型、②：施工者希望Ⅰ型、③：施工者希望Ⅱ型

2.生産性の高い建設生産システムの実現

①-2 ICT施工StageⅡの実施【新規】

- 四国地方整備局では令和7年度より、建設現場におけるあらゆる活動をデータにより可視化することで現場の状況を把握（見える化）するとともに、見える化した情報を基に必要な人員や資機材を見直す等により建設現場を最適化する「データ活用による現場マネジメント」（以下「ICT施工StageⅡ」という）を推進している。
- 令和8年10月以降の総合評価から、「ICT施工StageⅡ」を実施する計画を提出した企業に対し加点評価する。

【実施内容】

適用対象：令和8年10月以降に公告する工事

試行対象工事：ICT活用工事のうち、発注者指定型で発注するすべての工事。

ただし、大規模な土工現場で新技術における発注者指定型（選択肢提示型）で発注する工事は対象外とする。

■その他企業評価

評価項目	評価基準	配点	評価点
ICT施工StageⅡの実施	ICT 施工StageⅡの取組を実施する計画	5	/5

※加点を受けたにも関わらず、受注者の責により実施しなかった場合、成績評定を減ずる。

■近年の取り組み

令和7年度に「ICT施工StageⅡ」を実施した工事件数は6件。

R7から修正無し 20

②ICT活用証明書の評価【継続】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った技術者に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付
＜平成31年4月1日以降に公告した工事を対象＞
- 令和2年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う

○ 活用証明書の交付件数

年度	総数	土工	作業土工	付帯構造物設置工	法面工	擁壁工	地盤改良	基礎工	舗装工	舗装 (修繕工)	構造物工	コンクリート 堰堤工
令和3年度	177	137			2		5		13	20		
令和4年度	97	61			0		6		4	19	7	
令和5年度	134	94			2		1		11	13	13	
令和6年度	200	108	1	2	4	12	11	4	26	10	21	
令和7年度	225	120	3	0	6	19	16	2	20	15	22	

交付基準

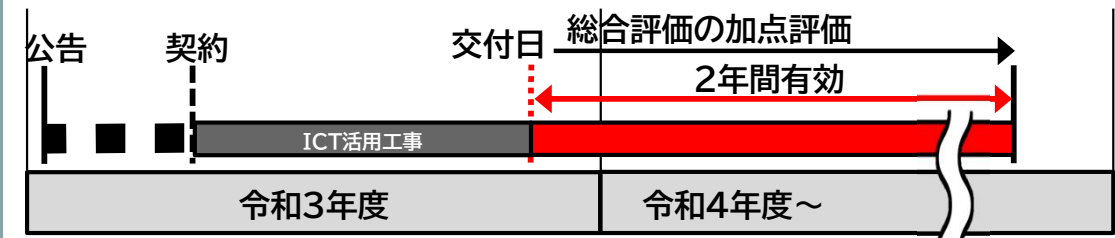
- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
- 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。

※「ICT活用工事」とは、

- ①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建機による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品の全ての施工プロセスを実施した工事。工種により対象とされない施工プロセスもあります。

ICT活用証明書の交付と加点評価

- ICT活用証明書の有効期限は、交付日から2年間有効。
- 令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



< 証明書 >



総合評価

◆ 技術者評価で加点

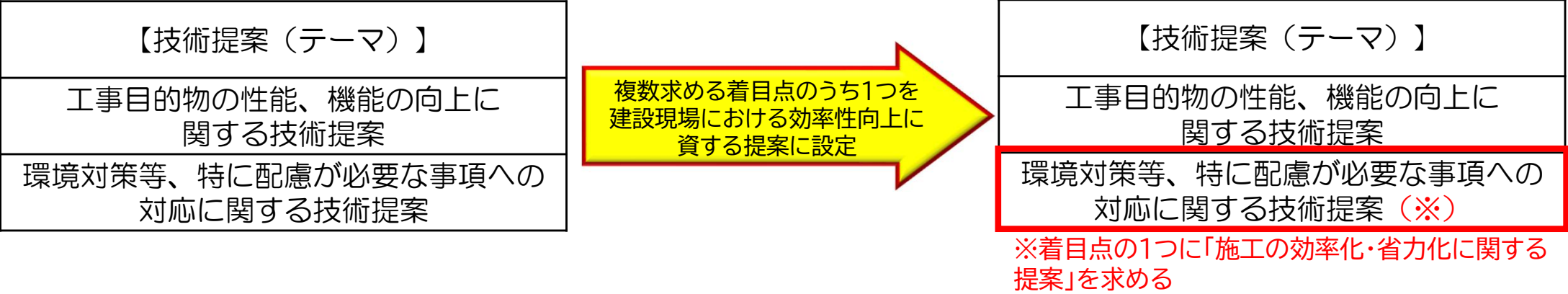
評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育(CPD)の取り組み状況	配置予定技術者のCPD(継続教育)等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
	ICT全面活用工事の実績	ICT活用証明書の有無	2

③ 建設現場における効率性向上の取組を評価する試行
(建設現場における効率性向上に関する技術提案を評価) 【継続】

○国土交通省では、建設現場における効率性を向上させる「i-Construction」の推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野の「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」のより一層の生産性向上の推進が課題とされている。
○こうした状況を踏まえ、入札時の総合評価(技術提案評価型S型)において、ICT活用等による建設現場の効率性向上の取組に関する技術提案を求める試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事:技術提案評価型S型で発注する工事のうち、下記のいずれかに該当するもの。
・入札参加者が多く見込まれる工事
・同一工種の施工量が大きいなど現場における効率性向上の効果が大きいと想定される工事
実施方法 :テーマ(課題)に対して複数の求める提案(着目点)のうち1つを、建設現場における効率性向上に資する提案(着目点)として設定。



- 技術提案項目(例)
- ・施工の効率化、省力化に関する技術提案
 - ・労働環境の改善に関する技術提案
 - ・情報通信技術(ICT)の活用等による建設現場における効率性向上に関する技術提案 等

④新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み【継続】

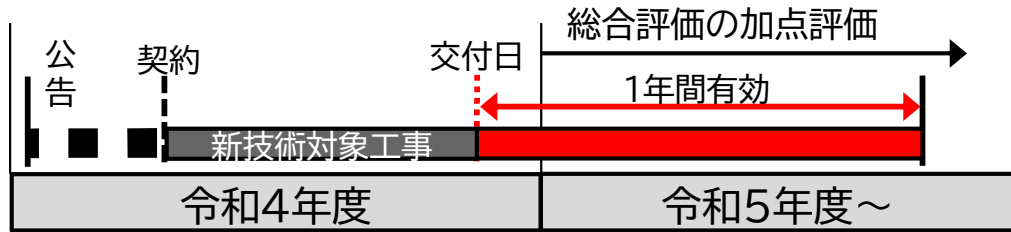
- 四国地方整備局では、令和2年度より直轄工事における新技術推進に取り組んでおり、令和3年度からは発注者指定型の対象を拡大、令和4年度から本官工事を対象に試行を実施している。
- 令和6年度より試行対象を本官工事のみから分任官工事を含む全ての工事に拡充する。
- 新技術を活用した効果的な効率性向上の取組みを促進するために、効率性が向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付。
- 令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業に加点評価を行う。
- 効率性向上達成の評価基準の単位は、工事数量総括表のレベル2工種を対象とする。

交付基準

- 令和6年4月1日以降に公告した全ての工事で、新技術を活用し推進した工種が対象。
 - 工事完成後6ヶ月以内に在来方法と比較し、日報入力システム等を用いて、効率性が向上したことを受注者自らが数値で証明すれば、達成率に応じた「実績証明書」を交付。
 - 交付申請は、1工事で1回限りとする。
- なお、新技術推進のICT活用型は、ICT活用証明書とどちらか一方だけを選択する。

実績証明書の交付と加点評価

- 実績証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- 令和5年度の総合評価から加点評価を実施。
- 複数枚提出されても重複評価は行わない。



■その他企業評価

評価項目	評価基準	配点	評価点
効率性向上実績	4割の効率性向上の実績証明書あり	5	／5
	3割の効率性向上の実績証明書あり	3	
	2割の効率性向上の実績証明書あり	2	

◆近年の取り組み

- ・令和6年度 1件交付
- ・令和7年度 4件交付
- ・令和8年度 2件交付(6月末時点)

2.生産性の高い建設生産システムの実現

⑤一括審査方式(試行)【継続】

- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的とした一括審査方式に取り組む。
- 本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めつつ、積極的に試行を継続する。
- 令和元年度から、本官工事において異なる事務所間の工事にも採用を拡大し実施。
- 令和2年度から、発注見通しの公表時に一括審査対象工事のグループの明示し、対象工事の明確化を実施。
- 令和8年度も継続。

発注見通しの公表イメージ【令和2年度から】

【〇〇河川国道事務所】

工事名:令和8年度 〇〇改良工事

1)工事種別:一般土木工事

(中略)

6)その他:その他適用事項等

・一括審査方式(道路1)・

【〇〇河川国道事務所】

工事名:令和8年度 ●●改良工事

1)工事種別:一般土木工事

(中略)

6)その他:その他適用事項等

・一括審査方式(道路1)・

一括審査の
グループを明示

◆近年の取り組み

- ・平成25年度から試行を実施。
- ・令和元年度 (分任官26組56件、本官2組4件)
- ・令和2年度 (分任官42組88件、本官2組4件)
- ・令和3年度 (分任官25組55件、本官1組2件)
- ・令和4年度 (分任官27組65件、本官1組2件)
- ・令和5年度 (分任官10組24件、本官1組3件)
- ・令和6年度 (分任官14組30件、本官1組2件)
- ・令和7年度 (分任官12組28件、本官3組7件)
- ・令和8年度も継続

2.生産性の高い建設生産システムの実現

⑥段階選抜方式（簡易確認型発注方式の試行）【継続】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。
- 競争参加者、発注者双方のさらなる負担軽減として、一次審査で提出する60枚程度の技術資料等(技術提案書は除く)を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する試行を実施する。
- 令和2年度から15者で試行を実施。
- 令和6年度から10者に絞り込みすることで受発注者双方の負担軽減を図る。

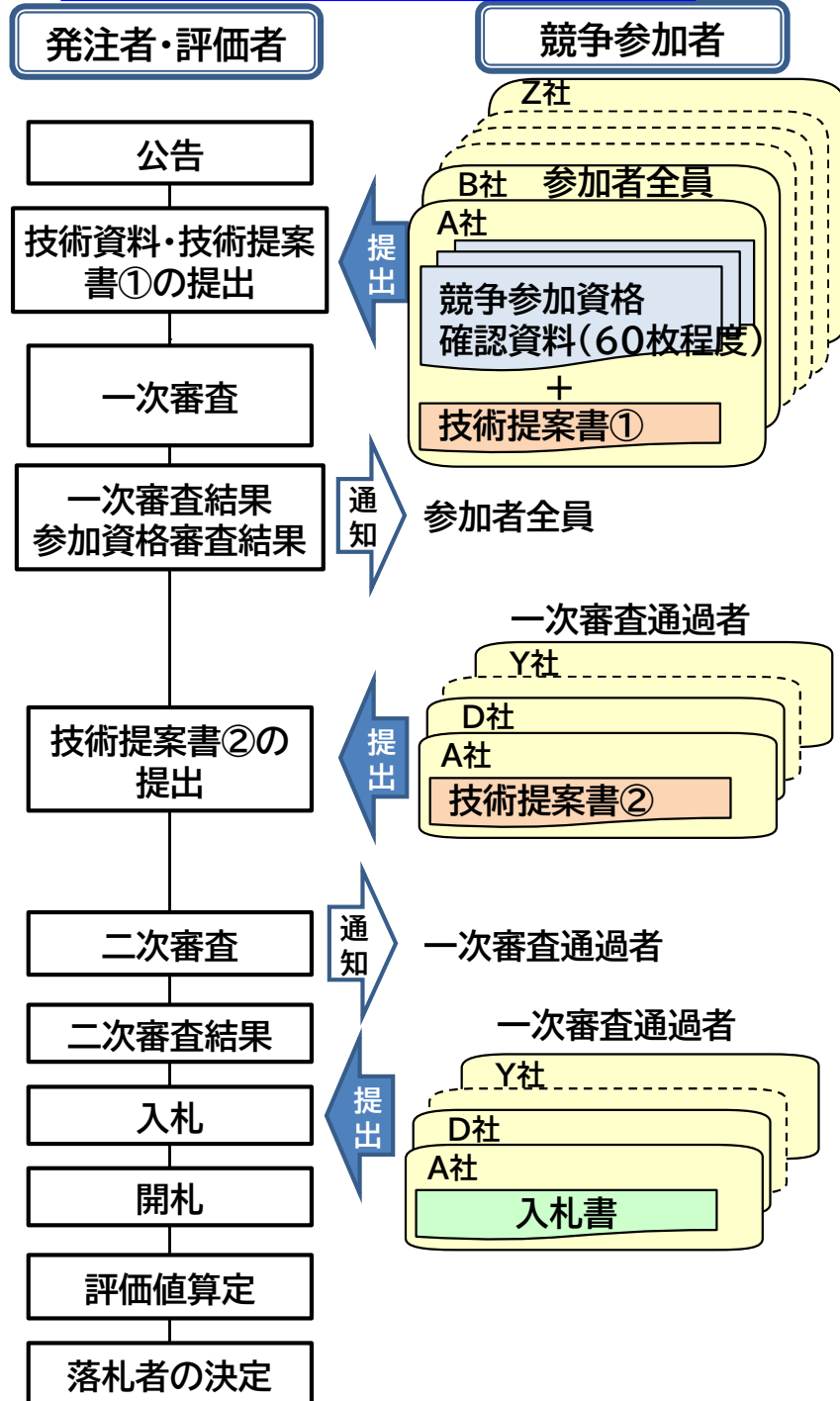
【段階選抜方式とは】

- ・一次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案①」の評価により上位10位までを絞り込み。
- ・二次審査は、「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価(10者程度)により総合評価を実施。

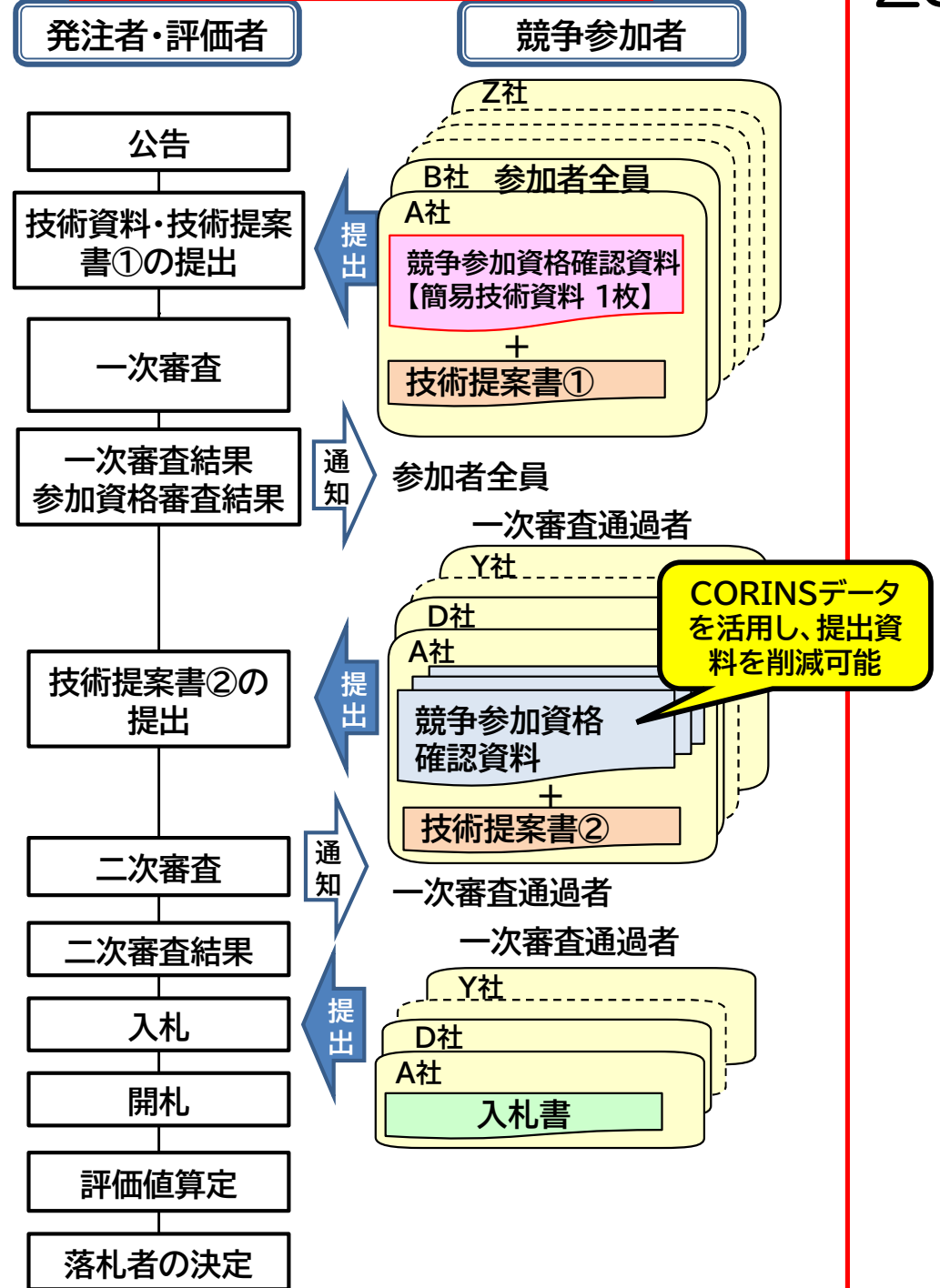
◆近年の取り組み

- ・段階選抜方式については、平成22年度から実施しており、令和6年度は1件実施。
- ・令和元年度から、配置予定技術者に求める同種工事の施工経験を3件から1件に緩和。
- ・令和2年度から、一次審査に「簡易技術資料」を導入し、事務負担を軽減。
また、二次審査時に提出を求める技術資料は、CORINSデータを活用することで、提出書類の削減をすることができることとする。
- ・令和6年度から、一次審査の絞り込みを上位15位→10位に変更
- ・令和8年度も継続

現行方式



簡易確認型



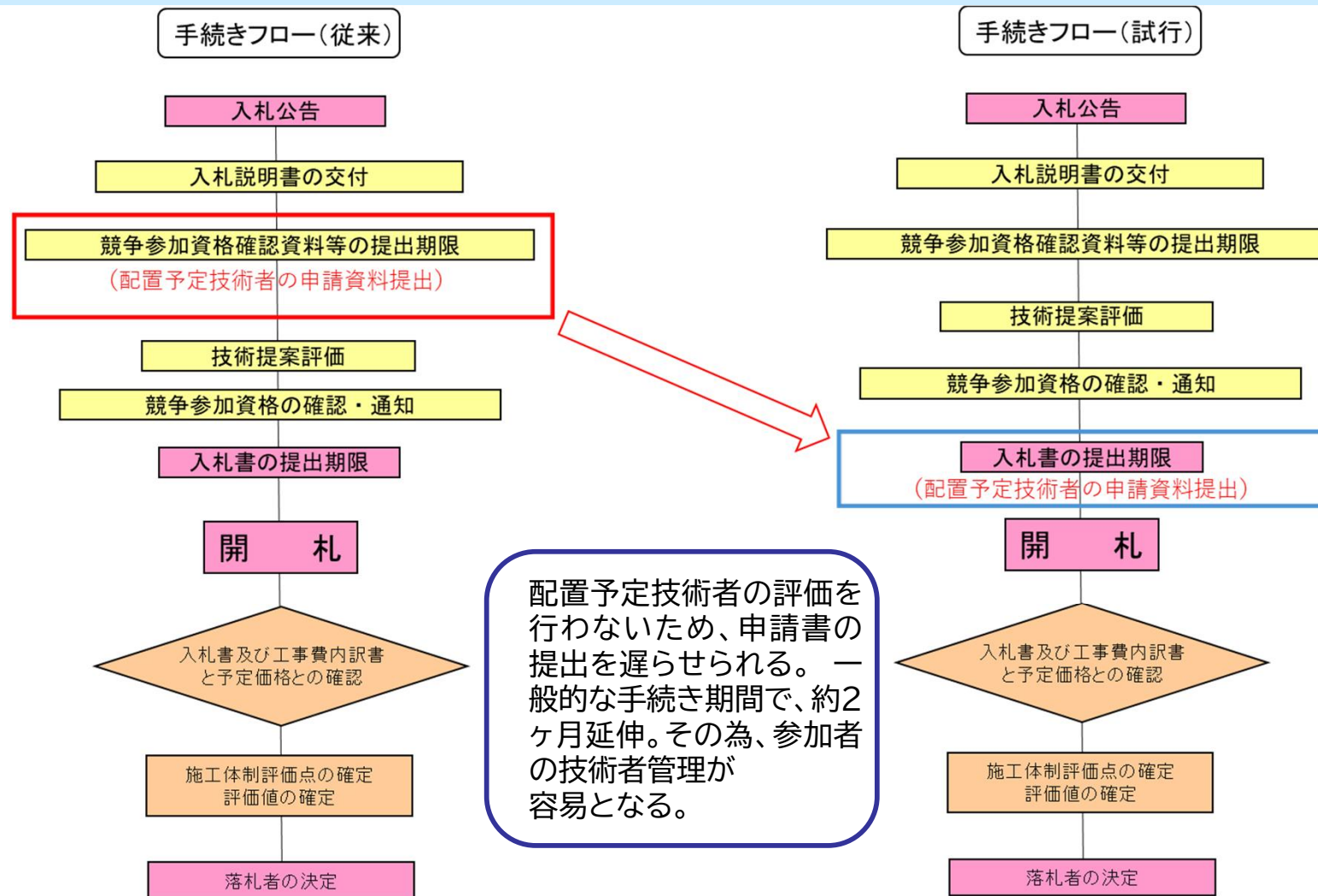
2.生産性の高い建設生産システムの実現

⑦参加表明段階で技術者の提出を求めない方式【継続】

○配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者の申請資料を入札書提出まで延伸する試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事：配置予定技術者の評価を行わない「技術提案評価型(WTO)(※段階選抜方式を除く)」に適用。



※申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者を落札決定前段階で審査する。

2.生産性の高い建設生産システムの実現

⑧技術提案評価型(S I (エスイチ)型)の試行【継続】

○発注者が標準的な仕様(案)を確定できる工事においても、軽微な仕様変更を伴う提案を認めつつ、それにより生じた品質向上等の効果(便益)を、一定の範囲内で適切に費用計上できる「新たな入札契約方式(技術提案評価型(S I 型))」として試行する。

【実施内容】

◆試行対象工事：施工方法等において技術的な工夫の余地が特に多い工事で、テーマ数を2テーマ設けることができる工事から選定

実施内容	実施方法	備 考
S I 型で設定する技術提案	・従来テーマの技術提案(通常技術提案)と、「 技術向上提案(※) 」の双方を設定 ※「技術向上提案」とは、一定の範囲内で費用を計上することを前提として「軽微な設計図書の変更を許容した技術提案」のことをいう。	・通常技術提案:技術提案配点の1／2 ・技術向上提案:技術提案配点の1／2
技術向上提案に求めるテーマ	・品質・環境・建設現場の安全性・生産性等の更なる向上や新技術・工法等の活用が期待されるテーマ	・段階選抜は、第1段階の競争で求める技術提案を「技術向上提案」に設定
技術向上提案に要する費用	・上限額として、当初予定価格の5%の範囲内で発注者が設定	・公告図書に上限額を明示
技術向上提案の採用の決定及び具体的な手続き	・第三者委員会の設置において、落札者決定し契約締結後、各工事ごとに設置する(「S I 型専門部会」)	・S I 型専門部会に諮り、審議結果を踏まえ発注者が採用の可否を判断
S I 型における技術提案の履行義務	・通常技術提案：履行義務あり ・契約手続き段階で提案された技術向上提案：発注者が指示を行い、契約変更を実施した場合、履行義務が生じる	・受注者の責により履行義務が果たせない場合は、「四国地方整備局における総合評価方式の実施方針」に基づく措置を行う。

【試行状況】

- ・令和7年度:「令和7－11年度 安芸道路安芸トンネル工事」
- ※技術向上提案:「鋼製支保工」作業の自動施工技術等の提案
- ・令和8年度:「令和8－11年度 海部野根道路生見トンネル工事」(予定)

3.サステナブルな四国の安全安心の実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考
①	建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価	工事の品質確保 担い手の中長期的な育成・確保	「建設マスター・建設ジュニアマスター」の現場従事技能者の配置を評価	マスター:5点 ジュニア:3点	・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型	
②	登録基幹技能者の配置に関する加点措置	現場での「品質・安全・工程管理」の向上に寄与する	「登録基幹技能者」の配置を評価	5点	・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型	
③	自治体実績評価型(試行)	直轄実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保する	県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・一般土木工事C等級 ・維持修繕工事	廃止 (⑤に統合)
④	地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行	直轄・県実績が無く(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保する	工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事実績、近隣地域の施工実績等のみで評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・建築・機械 ・電気設備・維持工事	廃止 (⑤に統合)
⑤	自治体実績評価チャレンジ型(試行)	直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し地域建設業の担い手確保や若者のやり甲斐創出	工事成績及び表彰等を評価せず、県発注工事と直轄発注工事の同種工事実績、近隣地域の施工実績を同等に評価 工事規模:0.6～1.2億円 →1.6億程度までを基本		施工能力評価型Ⅱ型 ・一般土木工事C又はD等級 →効果 が期待できる工事 (工事難易度Ⅱ以下)	見直し (③④を統合)
⑥	地域密着担い手チャレンジ型(試行)	毎年のように発生している地震や豪雨などの自然災害への対応力を強化するため、より幅広い地域での地域建設業の担い手確保や地域社会の安全・安心の確保	当該年度に発注事務所の工事受注実績を有さない企業を加点評価。 工事規模:2.4億程度までを基本	5点	施工能力評価型Ⅱ型 ・一般土木工事C等級 (工事難易度Ⅱ以下)	新規
⑦	橋梁補修工事等の施工実績を評価する試行(橋梁上部)	橋梁補修工事等の実績を有する企業の知識が新設構造物(橋梁)の長期にわたる品質確保に寄与する	過去4年度間の橋梁補修工事等の実績を評価	四国地整実績:5点 四国四県実績:3点 四国内市町村:1点	・鋼橋上部工事 ・PC橋上部工事 ※いずれもWTOを除く	
⑧	橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁下部)		過去4年度間の橋梁補修工事・経常維持工事の実績を評価	四国地整実績:3点 四国四県実績:2点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事(新設)に限る	
⑨	経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行	経常維持工事の実績を有する企業の技術力・マネジメント力が経常維持工事以外でも寄与する	過去4年度間の経常維持工事の企業実績を評価	3点→1点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事(新設)を除く	見直し
⑩	経常維持工事の施工経験(技術者)を評価する試行		・評価する施工実績:過去4年度間の経常維持工事(専任期間)の技術者実績 ・資格要件:経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件の同種工事の施工実績を同等とみなす ・評価方法:経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価		一般土木工事C等級	

3.サステナブルな四国の安全安心の実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考
⑪	社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行	社会的条件が制約され厳しい条件の工事を完成させる技術力を高く評価する事で地域建設業の育成を行う	社会的制約条件を考慮すべき工事を受注し適切に完了した場合に履行証明書を交付。 同一事務所での施工能力Ⅱ型に限り加点評価：3点		施工能力評価型Ⅱ型 全工種（経常維持工事、橋梁補修工事は除く）	
⑫	建設シニアの配置を促す評価方式	四国では高齢化が急速に進行熟練技術者の活躍の場の確保次世代へ豊富な知識・経験を継承	年齢（60歳）以上の担当技術者又は現場代理人の配置を評価	監理技術者が 50歳以下：5点 50歳越：2点	・一般土木工事C等級 ・橋梁補修工事 （技術継承を求める工種）	
⑬	専任補助者制度	現場経験の少ない技術者の技術力向上	主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助者）を配置することができる		・全工事	
⑭	技術提案・交渉方式（ECI）	仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能	優先交渉権者と技術協力業務を締結。 別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結		発注者が最適な仕様を設定できない工事 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事	
⑮	技術連携JV	地域外企業は最新の生産性向上技術等を持った地域外企業と、地域特性に応じたマネジメント技術等を持った共同企業体を組み互いの技術等を伝達・連携することで、円滑な工事進捗をはじめ、地域企業は習得した技術によって、地域の持続可能な発展に寄与	地域外企業（一般土木AもしくはB等級）と地域企業（一般土木C等級）を組合わせた共同企業体（JV）で参加した企業を加点評価	5点	令和8年度は「令和8－10年度 佐賀大道路馬地第1トンネル工事」で試行予定	新規
⑯	一般土木B等級以上の発注工事における評価項目の変更	一般土木B等級の発注工事件数の減少に伴い、施工実績のある社に限られている傾向があることから、競争性を確保するために、一般土木B等級工事の評価項目の一部を見直す	一般土木工事B等級の単独発注工事において、より競争性を確保した評価項目とする		一般土木工事B等級工事（単独発注）	新規

【参考】

試行項目	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
災害時における緊急復旧等の実績を評価	災害時における地域インフラの速やかな復旧等	災害時において、四国内の関係行政機関からの指示、要請により実施した緊急復旧等の実績がある場合、加点評価	すべての工事（WTO、自治体実績評価チャレンジ型を除く）	受注への影響等を分析し、必要に応じて運用を見直す

3.サステナブルな四国の安全安心の実現

① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価【継続】

- 工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「建設マスター(優秀施工者:国土交通大臣顕彰)」又は「建設ジュニアマスター(青年優秀施工者:土地・建設産業局長顕彰)」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。
- なお、建設マスター・登録基幹技能者の評価について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、令和4年度から重複評価を行わない。

【実施内容】

試行対象工事 : 「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」へ適用。

評価方法 : 総合評価の「その他企業評価」で加点評価(最大5点)

評価対象者 : 対象工種の施工期間全てに従事できる、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。

申請時提出資料 : 申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。

※契約後に監督職員が「顕彰状」及び「技能職種」の確認を実施する。

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5	／5
	建設ジュニアマスターを活用する	3	

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
令和3年度	343	1238	284	93	試行開始
令和4年度	208	670	158	40	
令和5年度	189	480	114	33	
令和6年度	170	478	90	30	
令和7年度	181	555	144	37	

② 登録基幹技能者の配置に関する加点措置 【継続】

○熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、WTO工事を除く全工事において引き続き加点評価を実施する。

○なお、建設マスター・登録基幹技能者の評価について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、令和4年度から重複評価を行わない。

【実施内容】

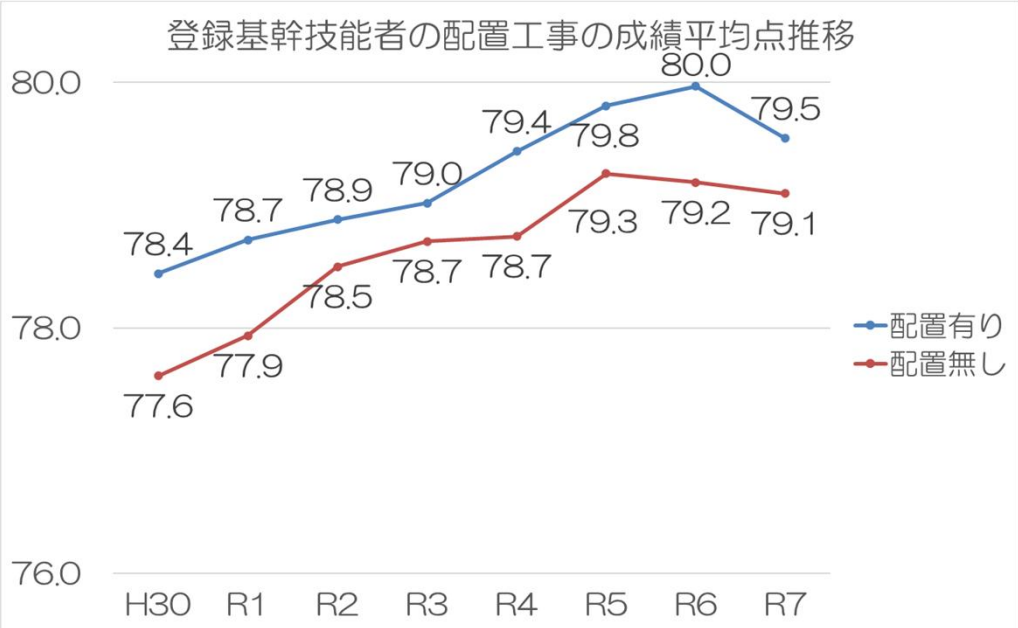
- その他企業評価において加点評価
- 登録基幹技能者の活用 → 5点(加点)

工事成績について、登録基幹技能者の配置工事と配置無し工事を比較した結果、配置工事の成績が高く品質の確保に機能している。

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者	備考
平成30年度	351	1673	1227	246	試行開始
令和元年度	420	1510	1089	263	
令和2年度	455	1585	1169	314	
令和3年度	355	1250	890	243	
令和4年度	304	1304	1020	221	
令和5年度	309	1241	1010	220	
令和6年度	303	1248	946	214	
令和7年度	294	1299	1017	209	

令和8年度も継続



③ 自治体実績評価型(試行)【廃止(⑤に統合)】

○近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、企業及び技術者評価の工事成績において県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。

○令和8年度より「⑤自治体実績評価チャレンジ型」に統合・一本化するため、本項目は廃止する。

【実施内容】

試行対象工事：施工能力評価型Ⅱ型 一般土木工事C等級、維持修繕工事

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

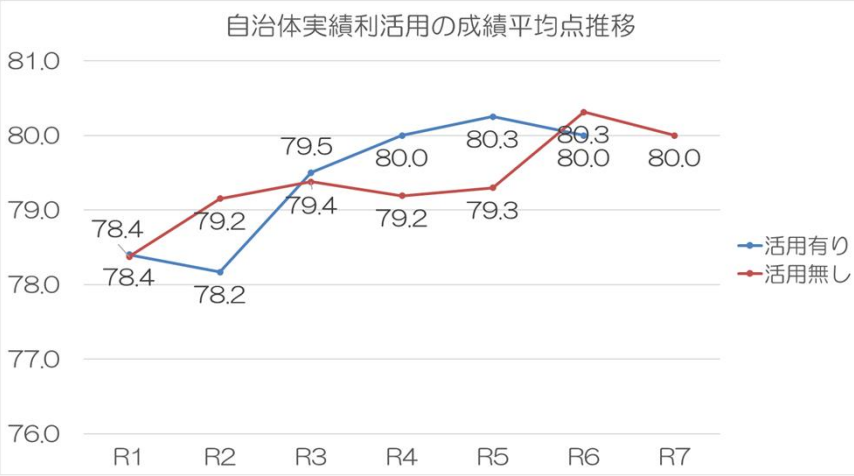
【自治体実績評価型の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	-
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

- 直轄と自治体を同等に評価する。
- 評価項目として設定しない。

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者
令和元年度	53	127	6	5
令和2年度	72	193	18	6
令和3年度	49	148	16	4
令和4年度	27	72	3	1
令和5年度	31	74	17	4
令和6年度	19	31	3	2
令和7年度	15	32	10	1



④ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行【廃止(⑤に統合)】

○直轄実績や県実績が無く(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

○令和8年度より「⑤自治体実績評価チャレンジ型」に統合・一本化するため、本項目は廃止する。

【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定され、**効果が期待出来る工事に適用**
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「簡易な施工計画」を求めない。

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	直轄実績なし企業	うち受注者
令和元年度	2	5	2	1
令和2年度	6	18	4	1
令和3年度	3	15	11	3
令和4年度	1	1	1	1
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0
令和7年度	1	3	0	0

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験 ※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績 ※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜

評価項目として
設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

3.サステナブルな四国の安全安心の実現

⑤ 自治体実績評価チャレンジ型（試行）【継続】

○直轄工事の施工実績を持たない一般土木C又はD等級の企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手確保や若者のやり甲斐創出を目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、県発注工事と直轄発注工事の同種工事实績、近隣地域の施工実績を同等に扱う試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事 : 施工能力評価型Ⅱ型
一般土木工事C又はD等級（工事難易度Ⅱ以下）
試行対象発注範囲 : 事務所管内のエリア毎を想定
工事規模 : 0.6億～1.2億まで

◆近年の取り組み

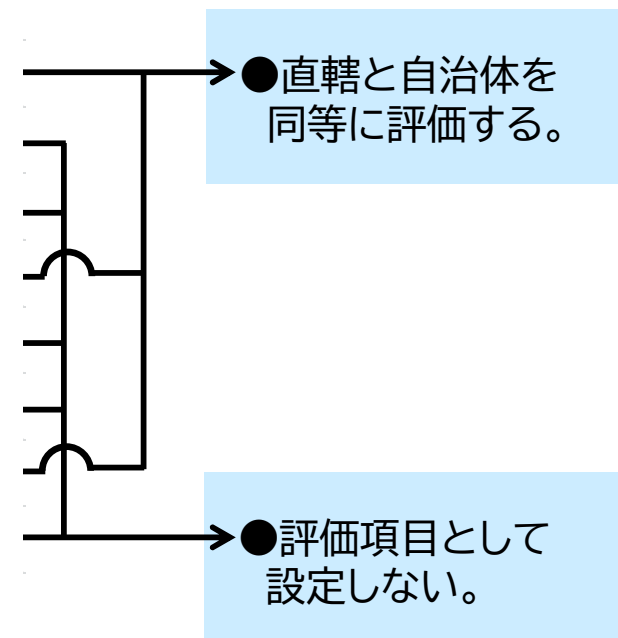
・令和6年度 実施件数 2工事
（全参加者 11者 新規参入者0者）
・令和7年度も継続

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価チャレンジ型の配点表（例）】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜



⑤ 自治体実績評価チャレンジ型(試行)【見直し(③、④を統合し一本化)】

○直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手確保や若者のやり甲斐創出を目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、県発注工事と直轄発注工事の同種工事实績、近隣地域の施工実績を同等に扱う試行を実施する。

○令和8年度より直轄と自治体実績を同等評価する試行は、本項目に統合・一本化する。

【実施内容】

試行対象工事：施工能力評価型Ⅱ型
効果が期待できる工事に適用(工事難易度Ⅱ以下)

工事規模：1.6億程度までを基本とする

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用户	うち受注者
令和6年度	3	11	1	0
令和7年度	18	78	11	1

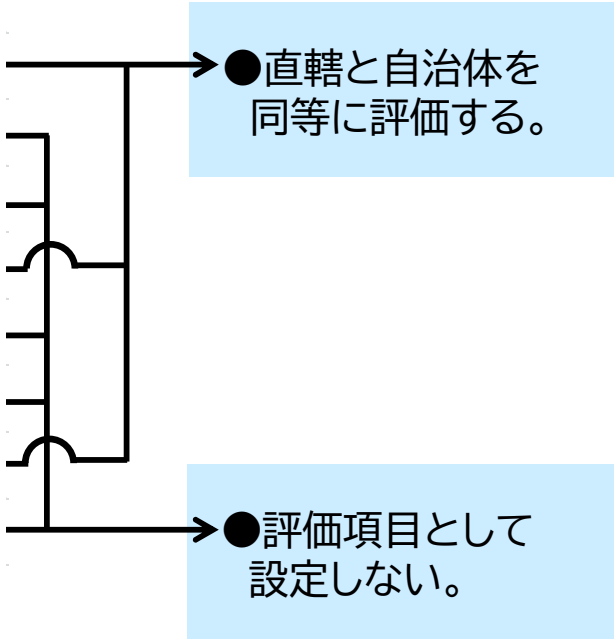
令和8年度より統合・一本化して継続

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜



⑥ 地域密着担い手チャレンジ型(試行)【新規】

○毎年のように発生している地震や豪雨などの自然災害への対応力を強化するため、より幅広い地域での地域建設業の担い手確保や地域社会の安全・安心の確保を目的として、**工事発注事務所において当該年度に受注実績を有さない企業を評価する「地域密着担い手チャレンジ型」の試行を実施**する。なお、「同種工事等の実績(技術者、企業)」や「工事成績(技術者、企業)」、「近隣地域の施工実績(企業)」の評価は直轄と自治体を同等に評価する。

【実施内容】

- 試行対象工事
- ： 施工能力評価型Ⅱ型
一般土木工事C等級(工事難易度Ⅱ以下)
- 試行対象発注範囲
- ： 事務所管内のエリア毎を想定
- 工事規模
- ： 2.4億程度までを基本とする

【受注実績を有さない企業の加点評価表】

評価項目(企業評価)	評価基準	評価点
令和〇年度の〇〇事務所発注工事における受注実績の有無	受注実績なし	5
	受注実績あり	0

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【地域密着担い手チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
	発注事務所の当該年度の受注実績	5
その他企業評価		適宜

●直轄と自治体を同等に評価

●追加評価項目として設定

⑦ 橋梁補修工事等の施工実績を評価する試行(橋梁上部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事・PC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

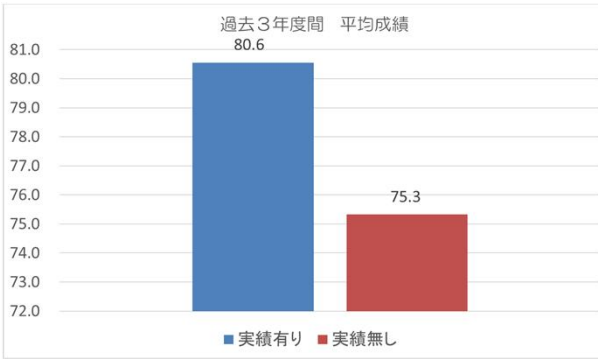
「橋梁補修工事等の実績」とは、四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁上部の補修または耐震補強を行った工事の実績

【実施内容】

- 試行対象工事：鋼橋上部工事、PC橋上部工事(いずれも新設。WTO対象案件を除く。)
- 評価する補修工事等：過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁補修工事等
- 評価方法：橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価(最大5点)

■その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の 実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	5	／5
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	
	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	1	



◆近年の取り組み

令和8年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者
令和元年度	15	77	38	12
令和2年度	7	51	16	5
令和3年度	14	81	44	12
令和4年度	14	84	49	12
令和5年度	10	58	35	9
令和6年度	10	58	38	10
令和7年度	4	32	11	4

⑧橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁下部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の一般土木工事C等級(橋梁下部工事に限る)において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは以下の工事のいずれかの実績

- ・橋梁補修工事(四国地整・四国四県)：橋梁の補修または耐震補強を行った工事
- ・経常維持工事(四国地整のみ)：年間を通して実施する河川(ダムを含む)または道路の維持工事

【実施内容】

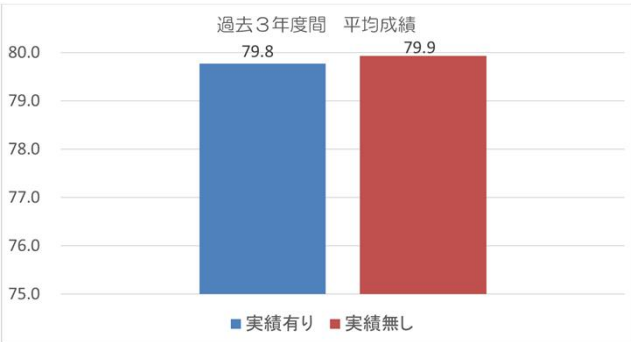
試行対象工事：一般土木工事C等級(橋梁下部工事(新設)に限る。)

評価する補修工事等：過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県発注の橋梁補修工事等

評価方法：橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価(最大3点)

■その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	／3
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	2	



◆近年の取り組み

令和8年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活王者	うち受注者
令和2年度	31	176	110	21
令和3年度	21	106	79	15
令和4年度	33	190	147	29
令和5年度	25	169	118	21
令和6年度	18	115	84	11
令和7年度	15	102	75	14

⑨ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行【見直し】

- 経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。施工する企業には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。
- これらの実績を有する企業は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工実績を新規発注工事の総合評価で加点評価を行う。
- 令和8年度より競争性確保の観点から、評価点の見直しを行う。(3点→1点)

※経常維持工事(四国地整)：年間を通して実施する河川(ダムを含む)または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事：一般土木工事C等級
- 評価する施工実績：過去4年度間に元請けとして施工した四国地整発注の経常維持工事
- 評価方法：経常維持工事の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価(1点)

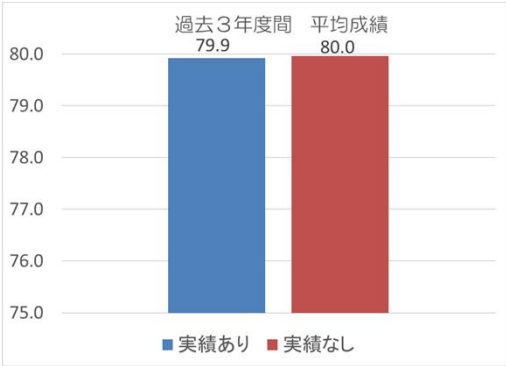
■その他企業評価「経常維持工事の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
経常維持工事の施工実績の有無	四国地整発注の経常維持工事の施工実績あり	1	/1

◆近年の取り組み

令和8年度は配点
を見直し

年度	実施件数	全参加者	活王者	うち受注者	備考
令和2年度	56	224	52	16	試行開始
令和3年度	21	72	12	0	
令和4年度	39	215	33	8	
令和5年度	65	337	147	35	
令和6年度	67	359	130	25	
令和7年度	87	517	173	32	



【参考】災害時における緊急復旧等の実績を評価【継続】

○四国地域において、四国地方整備局長・四国地方整備局管内の事務所長・四国四県の知事または四国内の市町村長からの指示もしくは要請、四国地域以外においては、四国地方整備局長・四国地方整備局管内の事務所長からの指示もしくは要請に基づき災害が発生した際において緊急復旧等を実施いただいた企業に対し加点評価する。
○平成27年度から実施しており、令和7年度までに540件の申請を受け付けている。

【実施内容】

試行対象工事 :すべての工事(WTO、自治体実績評価チャレンジ型を除く)
評価方法 :災害時において、四国内の関係行政機関からの指示、要請により実施した緊急復旧等の実績がある場合、加点評価
有効期間 :作業の開始日の年度から、その年度を含み4年度間

◆評価項目

◆災害支援に係る表彰等

評価項目		評価基準	配点	評価点
令和〇年度以降の表彰(表彰は災害支援に限る)又は災害時における緊急復旧等の実績	災害時における緊急復旧等の実績	四国地方整備局の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	5.0	／5.0
		四国四県の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	3.0	
		四国内の市町村の指示、要請により実施した緊急復旧等の実績	1.0	

◆近年の状況

■災害時における緊急復旧等の申請件数

・平成27年度～令和4年度まで 申請件数 430件
・令和5年度 申請件数 57件
・令和6年度 申請件数 34件
・令和7年度 申請件数 19件
・令和8年度も継続

※災害の頻発化・激甚化に伴い、緊急復旧等の内容等を分析し、必要に応じて運用を見直す。

⑩ 経常維持工事の施工経験(技術者)を評価する試行【継続】

○経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。従事する主任(監理)技術者(以下「技術者」という)には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

○これらの実績を有する技術者は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工経験を新規発注工事での同種工事の施工実績として扱う試行を、一般土木工事C等級において実施する。

○経常維持工事での継続的な担い手確保、並びに従事した技術者が他工事で活躍することが期待される。

※経常維持工事：年間を通して実施する河川(ダムを含む)または道路の維持工事

【実施内容】

試行対象工事：一般土木工事C等級

評価する施工実績：過去4年度間に、元請けの技術者として施工した四国地整発注の経常維持工事(専任期間)

資格要件：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件(技術者)の同種工事の施工実績を同等とみなす

評価方法：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価(下表参照)

◆近年の取り組み

- ・令和2年度 実施件数119工事(試行開始)
- ・令和3年度 実施件数 85工事
- ・令和4年度 実施件数127工事
- ・令和5年度 実施件数 73工事
- ・令和6年度 実施件数134工事
- ・令和7年度 実施件数122工事
- ・令和8年度も継続

■同種工事の施工経験

平成22年度以降の主任(監理)技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験、又は平成22年度以降の経常維持工事の施工経験		直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任(監理)技術者等	より同種性の高い工事、又は経常維持工事の施工経験	10.0	7.0	5.0	3.0	0.0
	同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者	より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
	同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0

※経常維持工事の施工経験は「より同種性の高い工事」として評価する。

■同種工事の工事成績評定通知による評定点

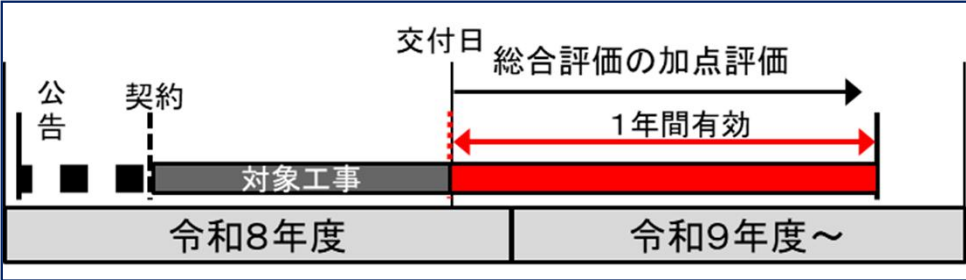
平成28年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点、又は平成28年度以降の経常維持工事の評定点	直轄工事において主任(監理)技術者等		直轄工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任(監理)技術者等	
	より同種性の高い工事、又は経常維持工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点未満 78点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
78点未満 76点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
76点未満 74点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
74点未満 72点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
72点未満 70点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

⑪ 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行【継続】

- 近年の四国地方整備局発注工事の応札状況は、特定工事に参加者が集中する傾向が顕著。
- 地域建設業が持続的に発展していくためには、様々な工事の実績を積み、事業進捗に応じて変化する工事内容や現場条件等に柔軟に対応出来る対応力や技術力を育成していくことが不可欠。
- 社会的制約条件が厳しい工事の施工実績を有する企業は、現場対応力に優れ、また工程管理等を含めた高いマネジメント能力を有しており、幅広い工事での活躍が期待される。
- このため、「事務所が発注段階で指定する社会的制約条件を考慮すべき工事(施工能力評価Ⅱ型)」を対象に、履行証明書を交付し、同一事務所において発注する工事(施工能力評価Ⅱ型)の総合評価で加点する試行を実施する。

【実施内容】

- 試行対象工事：全工種(経常維持工事、橋梁補修工事は除く)
- 交付時期：工事成績評定通知時に「履行証明書」を交付。
有効期間は交付日から1年間有効。
- 評価方法：総合評価の「その他企業評価」で加点。



評価項目	配点	評価点
社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績あり	3	／3

※履行証明書発行、総合評価の加点評価ともに
試行対象は施工能力評価型Ⅱ型とする。

◆近年の取り組み

- ・令和5年度は、101件で試行を実施。
- ・令和6年度は、110件で試行を実施。
- ・令和7年度は、130件で試行を実施。
- ・令和8年度も継続する。

厳しい社会的制約条件を考慮すべき工事(例)

項 目	評価対象事項(代表的事項等)
①地中障害物・架空線、近接施工	地下埋設物等作業障害物・架空線、建築物等の工事上の制約となる近接物のある工事
②現道作業	現道上での交通規制を伴う歩道工事や舗装修繕工事など
③山間・急傾斜地での工事	資機材の搬入が困難な山間・急傾斜地での工事など
④低水路・出水期施工工事	頻繁な小出水への対応や手待ち等制約のある工事など
⑤作業用道路・ヤード	狭隘な工事用道路、生活道路を利用した資機材搬入等制約のある工事など
⑥その他	遠隔地の工事など

⑫建設シニアの配置を促す評価方式【継続】

- 高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢(60歳)以上の担当技術者又は現場代理人の配置を加点評価する評価手法を実施する。
- 令和4年度から対象を分任官工事の一般土木工事C等級に加え橋梁補修工事に適用を拡大し試行を実施。

■実施内容

【対象工事】

- 一般土木工事C等級 ●橋梁補修工事

【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者又は現場代理人を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

橋梁補修工事において、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承が期待出来るため、令和4年度から適用を拡大。

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者
令和元年度	4	24	6	1
令和2年度	10	44	9	3
令和3年度	4	4	0	0
令和4年度	1	20	0	0
令和5年度	5	31	4	1
令和6年度	6	31	8	2
令和7年度	1	6	0	0

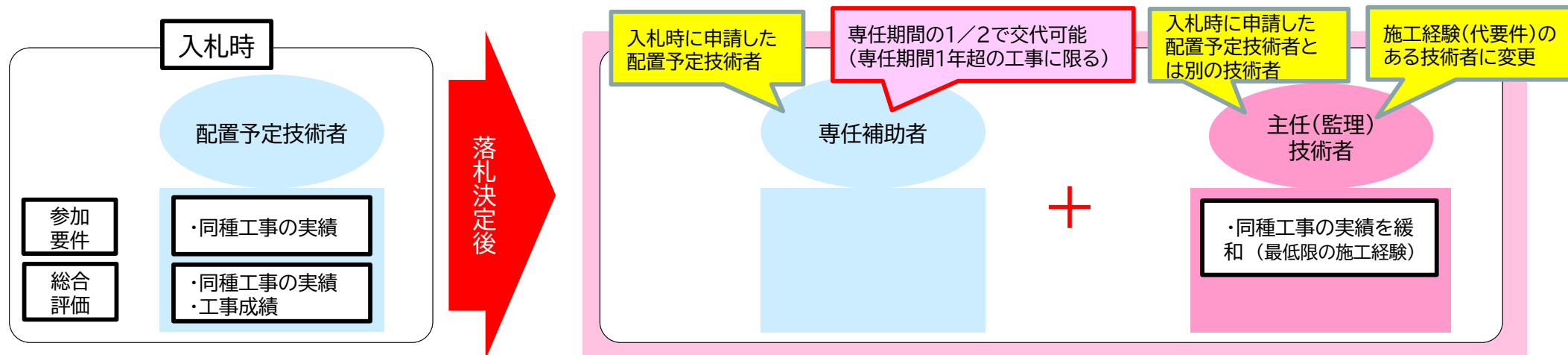
令和8年度も継続

3.サステナブルな四国の安全安心の実現

⑬専任補助者制度【継続】

- 現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(専任補助者)を配置することができる試行を実施する。
- 令和5年度までWTOの一般土木(トンネル等)にて試行を実施していた。
- 令和6年度より試行対象をWTOの一般土木(トンネル等)から全工事に拡充する。

- 対象は全工事とする。
- 専任補助者を配置する場合、落札決定後に配置予定技術者を選定し、受発注者間の協議によって決定する。
- 専任補助者を配置する場合、新たに配置する主任技術者又は監理技術者の施工経験は、最低限の施工経験(任意に設定)を有するものとする。
- 専任補助者は以下の条件を満たせば交代させることができる。
(例)トンネル： 従事期間が1年を超え、かつ当該工事の専任期間の1/2を超えた場合
ただし、交代できる技術者は入札手続時の技術者評価点が交代前の専任補助者と同等以上となる者とする。



◆近年の取り組み

- ・令和2年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)の4件で試行を実施。
- ・令和3年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)の2件で試行を実施。
- ・令和4年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)の4件で試行を実施。
- ・令和5年度は、WTOの一般土木工事(トンネル)の3件で試行を実施。
- ・令和6年度以降は、全工事で試行を継続。

3.サステナブルな四国の安全安心の実現

⑭ 技術提案・交渉方式(ECI)【継続】

○「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(平成26 年法律第56 号)において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」(以下「技術提案・交渉方式」という。)が規定され、平成28年度より全国で適用が開始されている。四国地方整備局においても、令和元年度に高知県内の橋梁補修工事、令和2年度に砂防堰堤工事、**令和3・4年度にダム工事に適用**しており、今後も積極的に適用する。

1. 適用工事

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例:国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例:構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1)設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2)技術協力・施工タイプ(ECI※)

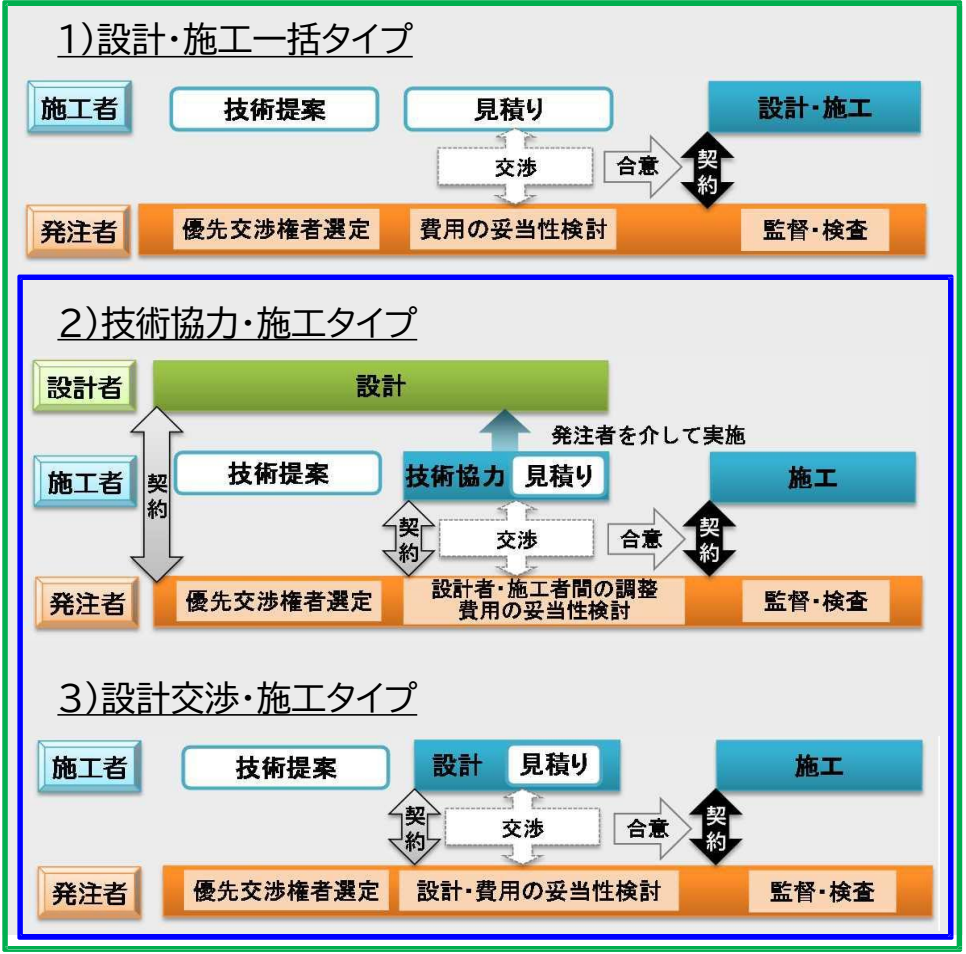
⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を 反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3)設計交渉・施工タイプ(ECI※)

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い施工 の契約を締結

※Early Contractor Involvementの略

各契約タイプにおける手続の流れ



3.サステナブルな四国の安全安心の実現

⑮ 技術連携JV(試行)【新規】

- 最新の生産性向上技術等を持った地域外企業と、地域特性に応じたマネジメント技術等を持った地域企業が共同企業体を組み、互いの技術等を伝達・連携する「**技術連携JV**」を評価する試行を実施。
- 技術連携JVにより、円滑な工事進捗をはじめ、地域企業は習得した技術によって、地域の持続可能な発展に寄与することが期待できる。

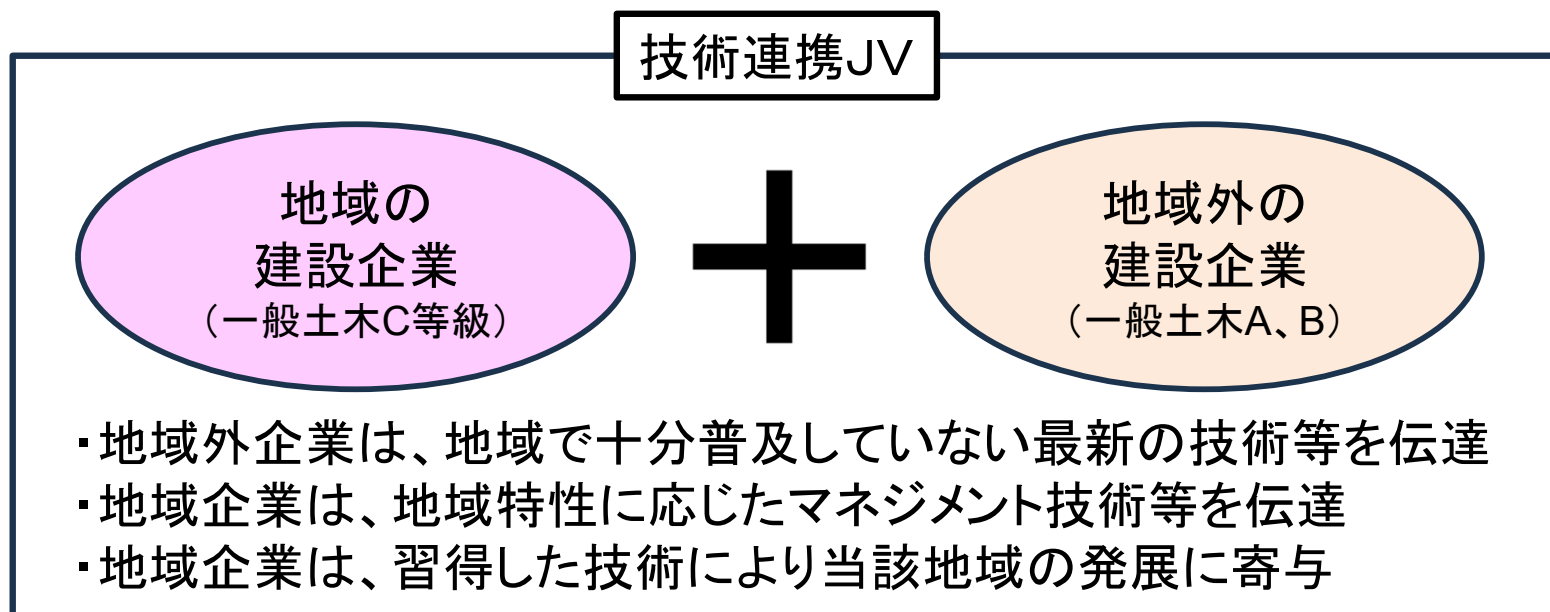
【実施内容】

試行対象工事：「技術提案評価型(WTO,段階選抜方式)」の一般土木工事に適用

※令和8年度は「令和8－10年度 佐賀大方道路馬地第1トンネル工事」にて試行予定

評価対象者：地域外企業(一般土木A等級もしくはB等級)と地域企業(一般土木C等級)を組み合わせた共同企業体(JV)で参加した企業に加点評価

評価方法：段階選抜時の「企業評価」で加点評価(5点)



◆参考(品確法 第七条 八 発注者等の責務)

地域における公共工事の品質確保の担い手がその地域で十分に普及していない技術を円滑に習得することができるよう、発注又は契約の相手方の選定に関し、必要に応じて、当該技術を有する民間事業者と当該地域の民間事業者との連携及び技術的な協力のために必要な措置を講ずること。

3.サステナブルな四国の安全安心の実現

⑯一般土木B等級以上の発注工事における評価項目の見直し【新規】

○四国地方整備局では、3.4億円以上8.2億円未満の金額規模で発注する一般土木工事については、参加資格がB等級の業者を対象としているところだが、近年、一般土木B等級工事の発注件数の減少に伴い、施工実績のある社に限られる傾向があることから、競争性を確保するため、一般土木B等級工事における総合評価の評価項目の一部を見直す。
(8.2億円以上9億円未満(WTO外)で発注する一般土木工事(A等級)も同様とする。)

◆現行の評価項目

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
	ICT活用工事	2
基本企業評価	同種類似工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

◆変更の評価項目(案)

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験(※1)	10
	工事成績(※2)	30
	優良技術者表彰	5
	ICT活用工事	2
基本企業評価	同種類似工事の施工実績	10
	工事成績(※3)	—
	工事に係る表彰(※4)	5
	近隣地域の施工実績(※5)	—
	災害支援に係る表彰等(※6)	—
その他企業評価		適宜

◆技術者評価

※1:「同種・類似工事の施工経験」は、発注機関によって点差を付けない。(より同種性が高い工事経験の有無と、役職(主任(監理)技術者、担当技術者)のみで点差を付ける)

※2:技術者の「工事成績」の評価は、港湾空港も含める。

◆基本企業評価

※3:企業の「工事成績平均点」は評価項目から削除する。(四国地整発注の工事件数が少なく、競争に差が生じるため)

※4:「工事に係る表彰」は、他地整の表彰実績も評価の対象とする。(全国を対象とし、B+C等の発注においても、一般土木Cの優位感を払拭し、一般土木Bの「参加見送り」を防ぐ) ※ただし、四国地整と他地整で評価点の差を付ける(四国を優位に)

※5:「近隣地域の施工実績」は評価項目から削除する。(四国地整発注の工事件数が少なく、競争に差が生じるため)

※6:「災害支援に係る表彰等」は評価項目から削除する。(一般土木Bの単独発注工事が少ないことから、極僅かの社しか加点されないため)

